



# 幼児教育・保育の無償化のための手続きについて

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を無償化の対象とするための手続きは、次のとおりとなります。

## ○対象児童

保育の必要性※1のある3～5歳児クラス年齢の児童

保育の必要性※1のある0～2歳児クラス年齢で市町村民税非課税世帯※2の児童

★上記の児童のうち、次のいずれかの状態である場合

- ・認可保育所（園）、認定こども園等の入所が待機となっている場合
- ・認可保育所（園）、認定こども園等では、保育ニーズが満たされず、認可外保育施設等を利用している場合

（例：保育を必要とする時間帯が認可保育所（園）等は開所していない時間である、など）

※2 市町村民税が免除された方、生活保護法の被保護者、児童福祉法の里親を含みます。

## ○無償化の対象となる費用

認可外保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料

★食材料費、通園送迎費、教材費等の実費負担分はこれまでどおり保護者負担となります。

## ○無償化月額上限

保育の必要性のある3～5歳児クラス年齢の児童・・・37,000円

保育の必要性のある0～2歳児クラス年齢で市町村民税非課税世帯の児童・・・42,000円

※1「保育の必要性がある場合」とは、以下の表に当てはまる事由で、家庭での保育が難しい場合となります。そのような場合は、「保育の必要性を証明する書類」の欄にある書類を添付してください。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類
①就労	・就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労（居宅内の労働、自営業、在宅勤務等も含む。）が対象となります。	・就労証明書…※3
②妊娠・出産	・母親が妊娠中（出産間近）であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	・母子手帳の写し（父母氏名、出産（予定）日が確認できるページ）
③保護者の疾病、障害	・疾病にかかり、または負傷し、もしくは自身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・障害の場合は提出不要 ・疾病の場合は診断書（療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要）
④介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあっている場合等	・介護・看護申出書及び診断書（常時介護が必要な旨とその期間についての記載が必要）または障害者手帳等

⑤災害復旧	・火災、風水害または地震等の災害により、その児童の家屋を失ったり破損したりしたため、復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合	・被災証明書または災害証明書
⑥求職活動	・保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合(起業準備を含む) ※無償となる期間は90日を経過する日の属する月の末日までとなります。	・求職活動中(起業準備中)であることの申立書
⑦就学	・職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	・在学証明書等
⑧育児休業中	・取得時に、既に保育を利用しており、引き続き利用が必要であると認められる場合	・就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)
⑨その他	・上記に類する状態として市長が認める場合	

※3 就労証明書提出の際は、次のとおりとなります。お間違いのないようお願いします。

就労形態	提出書類	留意点
○雇用されている場合(会社員、公務員、パート、派遣職員等)	・就労証明書	・勤務先から証明を受けてください。
○自営業を行っている場合 ○内職している場合	・自営申出書	以下の書類も添付してください。 ・確定申告書の写し(最新のもの) ・開業届の写し(自営業を始めたばかりで確定申告書の写しが提出できない場合) ※開業届の写し提出後、3か月間は実績確認を行います。

### 手続き方法

○認可保育所(園)、認定こども園等では、保育ニーズが満たされない場合

→「施設等利用給付認定申請書(2・3号)」と保育の必要性を証明する書類を、利用している施設または子ども福祉課へご提出ください。

○保育所等入所待機となっている場合

→「子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書」がお手元に届いた方については、特段の手続きは不要です。「教育・保育給付認定」が切れないよう適宜お手続きください。それ以外の方は子ども福祉課へお問い合わせください。

### ご注意ください

- 2・3号の認定を受けた方で、雇用期間に定めがある場合は、雇用期間内の認定となります。期限が切れる前に施設等利用給付認定の更新手続きを行ってください。手続きされない場合は、雇用期間が切れてから再度無償化の手続きをされるまでの間、無償化の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 「求職活動」で認定された場合の認定期限は、原則、認定期間開始の日から90日を経過する日が属する月の末日となります。認定期間内に就労を開始し、就労証明書を提出いただかない場合は、無償化の対象外となりますので、ご注意ください。
- 認定を受けた後に、申請内容(氏名、住所、保育を必要とする事由等)に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係  
電話 0223-23-0826

